

滋賀県気候変動適応推進懇話会について

1 経緯

近年、気温の上昇、大雨の頻度の増加、動植物の分布域の拡大、熱中症リスクの増大など、気候変動と考えられる影響が顕在化しており、今後、長期にわたり拡大することが指摘されている。このため、気候変動への適応を推進し、もって現在および将来の国民の健康で文化的な生活を確保することを目的に、気候変動適応法（平成 30 年法律第 50 号）が施行された。

これにより、各主体の役割が明確化され、国は「気候変動適応計画」を策定し、国立環境研究所に気候変動適応センターが設置されるとともに、環境大臣は概ね 5 年ごとに最新の科学的知見を踏まえ、中央環境審議会（中環審）の意見を聞き「気候変動影響評価報告書」を作成することとなった。

また、地方公共団体には、地域において気候変動適応等を推進するための情報の収集や分析・提供等を行う拠点として、地域気候変動適応センターを確保し、地域気候変動適応計画の策定に努めることが求められた。

これを受け、本県では、平成 31 年（2019 年）1 月に、部局横断的な本部組織として、滋賀県気候変動適応センターとして設置し、適応策と関連する試験研究の推進に向け、取組を開始したところである。

<法に規定される各主体の役割>

国	気候変動影響や適応に関する科学的知見の充実や効果的な活用を図り、適応に関する施策を総合的に策定して推進する。気候変動影響や適応に関する情報の収集、分析、提供等を行う。
地方公共団体	その区域における適応策を推進（地場産業の保護や県民・事業者への啓発の実施等）。
県民・事業者	気候変動に関する理解を深める。リスクに備え、影響を軽減する。適応をビジネス機会と捉え、他者の適応を促進する製品・サービスを展開。

<法制定後の国の動き>

平成 30 年（2018 年）6 月	気候変動適応法制定
平成 30 年（2018 年）11 月	気候変動適応計画（我が国の気候変動適応に関する施策を総合的・計画的に推進するための計画）閣議決定
平成 30 年（2018 年）12 月	国立環境研究所気候変動適応センター（気

	候変動影響や適応に関する情報基盤の中核) 設立
平成 31 年 (2019 年) 2 月	気候変動適応近畿広域協議会 (広域的連携による気候変動適応に関し必要な協議を行う) の設置
令和 2 年度 (2020 年度)	中環審が「気候変動影響評価報告書 (案)」を公表 (意見具申)
令和 3 年度 (2021 年度)	気候変動適応計画 変更

2 本県の対応

平成 27 年度	滋賀県気候変動適応策検討 WG 設置 滋賀県における気候変動影響評価等とりまとめ
平成 28 年度	滋賀県低炭素社会づくり推進計画 改定
平成 30 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・環境省「地域適応コンソーシアム事業への参加」 ・滋賀県気候変動適応センター設置 (国の気候変動適応計画で想定される 7 分野に関係する庁内各課と各分野の基礎研究等を担う 8 試験研究機関)
令和元年度	<ul style="list-style-type: none"> ・気候変動影響評価情報の収集 (日本気象協会へ委託) ・環境省「国民参加による気候変動情報収集・分析委託業務」への参加 (県民、ステークホルダーとの意見交換、啓発動画の作成等)
令和 2 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、気候変動影響評価情報等を収集
令和 3 年度	滋賀県低炭素社会づくり推進計画の見直し (気候変動適応法の地域気候変動適応計画としても位置付け)

3 滋賀県気候変動適応推進懇話会設置の目的

本県としては、次回の滋賀県低炭素社会づくり推進計画の見直し (令和 3 年度) 時に、本計画を気候変動適応法の地域気候変動適応計画としても位置付けたいと考えており、持続可能な社会の構築の観点から、「適応策」や「関連する調査研究」を充実させていきたいと考えている。

一方で、適応策等を充実させるためには、現在公開されている気候変動予測情報や影響評価情報等の知見だけでは不十分。予測や影響評価の精度が向上したとしても、想定される適応策の実現可能や効果の予測評価がなされない限り、適応策として導入することは困難という指摘も出ており、このような現状・課題を整理するとともに、第五次滋賀県環境総合計画 (平成 31

年3月策定)で目標とする、「環境と経済・社会活動をつなぐ健全な循環の構築」のために本県に必要となる今後の気候変動適応施策(関連する試験研究)の方向性について意見交換を行う。

4 進め方

STEP1 滋賀県の気候変動の現状・課題・県民の関心について把握

<第1回(令和2年1月23日(木))>

- 気候変動適応に関するこれまでの国や本県の取組について
- 第五次滋賀県環境総合計画「2030年滋賀の環境の見通し」を踏まえた今後の施策の方向性に関する意見交換
- 県民・ステークホルダーとの意見交換結果のとりまとめについて

<第2回(令和2年1月31日(金)大津市民会館)>

- パネルディスカッションを通じて、「家庭・地域・行政に求められる適応策」の観点から意見交換を実施。



STEP2 地域気候変動適応計画策定のための基礎的情報を整理

- ・令和2年度に3回程度の懇話会を通じて、「今後必要となる適応策や影響評価の方向性」、「適応策の導入や影響評価の推進に課題となっている事項」について意見交換を実施。



温暖化対策課が『滋賀県の気候変動影響とりまとめ(令和2年度版)』としてとりまとめ。特に「適応策の導入や影響評価の推進に課題となっている事項」については、国とも共有を図る予定。

<項目案>

- I 滋賀県の現状(地形・土地利用、気候、農林水産業から県民生活の7分野の特徴)、II 滋賀県のこれまでの気候変化、III 滋賀県の今後の気候変化(将来予測)、IV 気候変動の影響(農林水産業から県民生活の7分野)、V 今後必要となる施策の方向性



環境審議会において、滋賀県低炭素社会づくり推進計画の改定(地域気候変動適応計画としても位置付け)を議論【令和3年度予定】

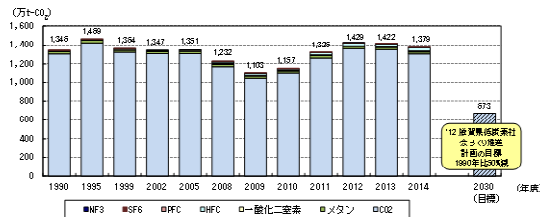
滋賀県低炭素社会づくり推進計画（平成29年3月改定）

第1章 基本的事項

- 第1. 改定の背景
- 第2. 計画の位置づけ
- 第3. 計画期間 2011年度～2030年度
(5年おきに見直し)
- 第4. 対象とする温室効果ガス

第2章 地球温暖化対策の現状および取組等

- 第1. 世界や国の動向
- 第2. 県域の動向



第3章 基本的な方針と目標

第1. 目指すべき将来像

今世紀後半に温室効果ガス的人為的排出と吸収の均衡が達成された社会（脱炭素社会）を目指し、2030年度の「低炭素社会の実現」に向けて取り組む。

第2. 低炭素社会づくりの基本的な方針

～低炭素社会づくりに向けた4つの「基本方針」～

- 〈基本方針1〉 低炭素社会の実現のためには社会経済構造を転換する必要があるとの認識の下に推進します。
- 〈基本方針2〉 全ての者の主体的かつ積極的な参画の下に推進します。
- 〈基本方針3〉 県、県民、事業者その他の関係者の連携および協働の下に、様々な分野における取組を総合的に行うことを旨として推進します。

- 〈基本方針4〉 温室効果ガスの排出の抑制等と経済の持続的な成長との両立を図ることを旨として推進します。

第3. 計画の目標(県内の温室効果ガス削減目標)

国の地球温暖化対策計画で示された対策・施策のほか、県の産業構造や地域特性・独自の取組等を考慮した削減効果を算出した上で、「しがエネルギービジョン」で示す「原発に依存しない新しいエネルギー社会」が国全体で実現した姿を想定した電源構成に基づき、以下のとおり設定。（なお、国全体の電源構成については不確定要素が大きいため、国の地球温暖化対策計画における電源構成に基づき算出した参考値も付記。）

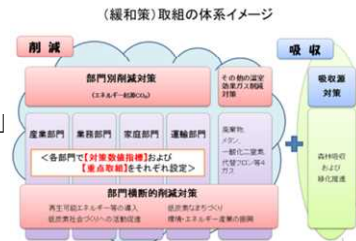
排出削減・吸収量の確保により、
2030年度において、2013年度比 **23%(29%)※減** の水準を目指す

※()書きは国の地球温暖化対策計画における電源構成に基づき算出した参考値

第4章 緩和策の取組

第1. 取組の体系

- 「部門別削減対策」
- 「その他の温室効果ガス削減対策」
- 「部門横断的削減対策」
- 「温室効果ガス吸収源対策」



第2. 部門別削減対策

- ①産業部門 ②業務部門 ③家庭部門 ④運輸部門
- ※それぞれに重点取組と対策数値指標を設定

第3. その他の温室効果ガス削減対策

- ①廃棄物 ②メタン ③一酸化二窒素 ④代替フロン類等

第4. 部門横断的削減対策

- ①再生可能エネルギーの導入 ②低炭素なまちづくり
- ③低炭素社会づくりへの活動促進 ④環境・エネルギー産業の振興

第5. 温室効果ガス吸収源対策

- ①森林吸収 ②緑化推進 ③土壌への炭素貯留

第5章 適応策の取組

第1. 適応策の意義・必要性

- ①適応とは ②気候変動の影響リスクの考え方

第2. 気候変動の将来予測情報

- ①気温 ②降水量

第3. 本県における温暖化の影響

- ①農業、森林・林業、水産業 ②水環境・水資源
- ③自然生態系 ④自然災害 ⑤健康
- ⑥産業・経済活動 ⑦県民生活・都市生活

第4. 本県で実施する適応策の取組

- ①農業、森林・林業、水産業 ②水環境・水資源
- ③自然生態系 ④自然災害 ⑤健康
- ⑥県民生活・都市生活

第5. 適応策の推進

- ①県の推進体制 ②市町との連携
- ③県民、事業者、その他関係団体との情報共有

第6章 県の事務事業における取組

- 第1. 取組の経緯と排出等の状況
- 第2. 取組の基本的事項
- 第3. 温室効果ガスの削減目標
- 第4. 県機関における率先実施の取組
- 第5. 取組の進行管理

第7章 計画の進行管理

- 第1. 推進体制
- 第2. 進行管理・公表
- 第3. 計画の共同策定の検討

滋賀県低炭素社会づくり推進計画に位置づけている「適応策」の取組

農業分野 (水稲)

- 夏の暑さに強い「みずかがみ」の作付面積を拡大
- 温暖化に対応した水稲新品種の育成



自然災害分野

- 地先の安全度マップを公開
(身近な水路のはん濫情報を記載)



水環境・水資源分野

- 冬季の全層循環に注目した水質調査
- プランクトン発生状況の調査



晩秋の11月に
アオコが発生

県民生活分野

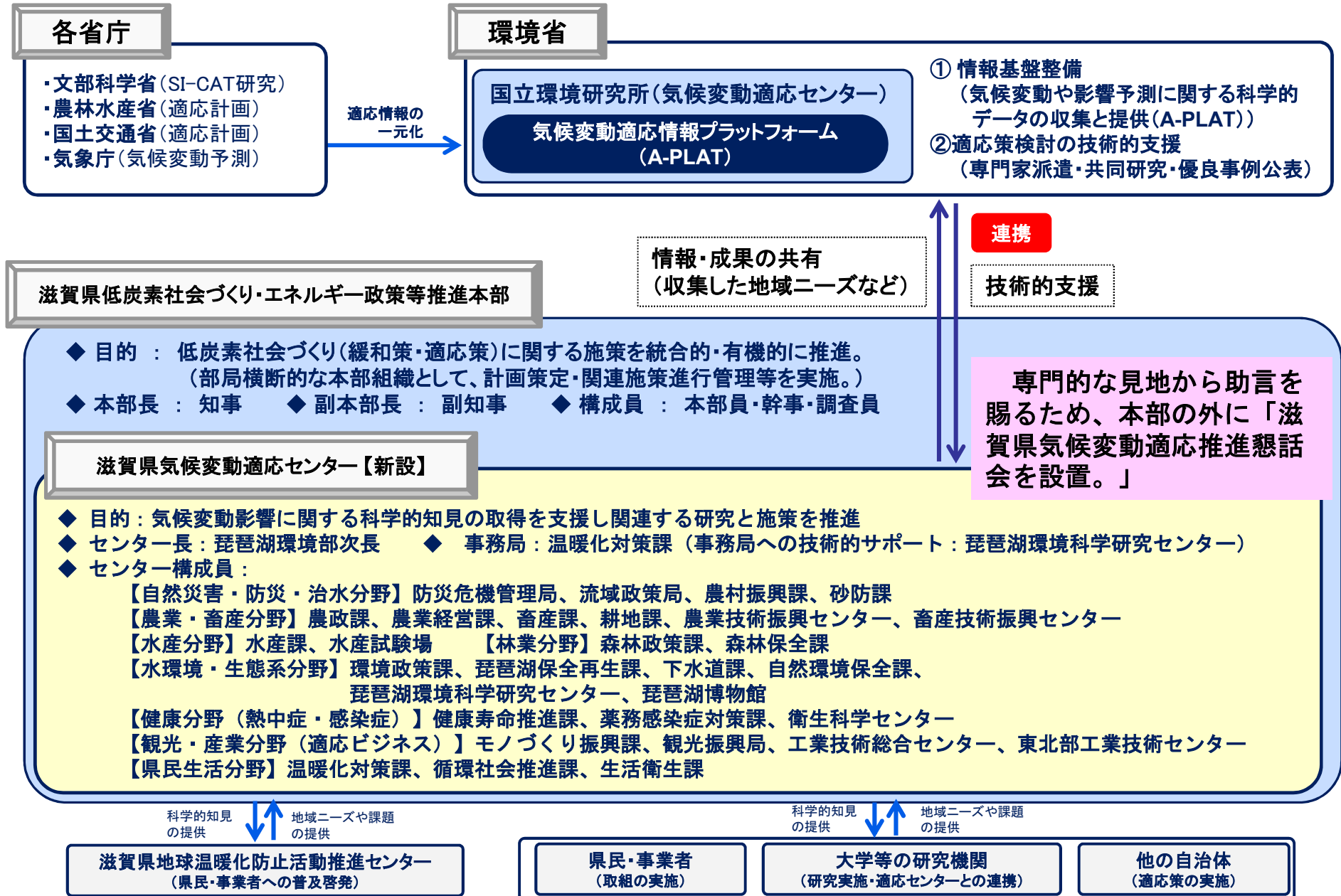
- 啓発資材の作成



健康分野

- 熱中症予防の啓発。
- クールシェア等の推進。

滋賀県気候変動適応センターの体制



滋賀県気候変動適応センターの役割



➤ 役割

地域において気候変動適応を推進する拠点として、国立環境研究所気候変動適応センターと情報をやりとりしながら、気候変動影響に関する情報の収集、分析を進め、滋賀県気候変動適応センターの構成員などへフィードバックすることで、各分野の試験研究の推進や気候変動適応策の検討につなげる。

➤ これまでの活動内容

- ① 滋賀県気候変動適応センター構成員から各分野の現状と課題を収集
- ② 既に実施されている施策を「適応策」として位置づけ、進行管理を実施
- ③ 今後、気候変動影響評価や適応策の検討を進めていくために必要となる情報（観測データ・予測データのニーズ）を収集
- ④ 県民の方やステークホルダー（県内の農業・林業・漁業従事者、企業の環境担当者）と意見交換を行い、「県内で生じている気候変動影響」や「今後不安に感じること」を情報収集【環境省受託事業】